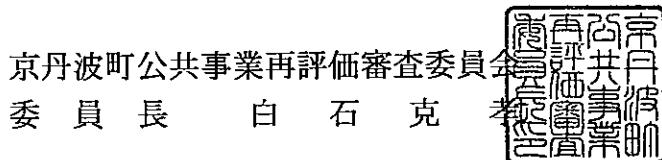


6 京丹再委第 3 号
平成 26 年 3 月 17 日

京丹波町長 寺尾 豊爾 様



丹波瑞穂統合簡易水道整備事業の再評価審査意見について

平成 25 年 12 月 18 日付け、5 京丹水第 273 号で依頼のありました標記事業の再評価について審査した結果、当委員会として京丹波町公共事業再評価審査委員会設置要綱第 2 条第 1 号の規定により、審査意見を申し述べます。

記

1 審査結果

丹波瑞穂統合簡易水道整備事業の再評価については、委員会に提出された資料や現地踏査における説明等に基づき、適切に事業が進められており、現計画を継続とする町の対応方針（案）は妥当であると判断します。

2 意見

畠川ダムにより安定した水源が確保でき、ダム建設事業と並行してきた本事業の実施により、事業経営及び新規水源水供給の効率化を図り、地域住民の公衆衛生の向上に努めています。

平成 10 年度の事業採択から長期経過していますが、平成 28 年度の事業完了を目指して事業継続の必要性を認めます。引き続き安心安全を確保するための施設整備や維持管理の実施を要望いたします。

なお、大変厳しい財政状況であり、適宜、残事業の精査やコスト縮減に取り組みつつ、ダム水富栄養化等の水質変動に対処するために高度処理施設の検討と判断を行い、事業効果の早期実現に努められるよう申し添えて意見とします。